

協議第40号 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて提出する。

平成16年 5月27日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

消防団の取扱いについて

1市2町1村の消防団は合併時に統合する。

1. 任用については、年齢18歳以上で志操堅固でかつ身体強健な者とする。  
原則現団員は、新市の消防団員として新市に引き継ぐものとする。ただし、  
合併後の新入団員は市内に居住又は勤務する者とする。

2. 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長職務執行者が任命し、消防団長以  
外の消防団員は、市長職務執行者の承認を得て消防団長が任命する。

3. 団員定数は、現在の団員数を参考に定める。

4. 消防団の階級は、次のとおりとし組織及び任期については現行の組織体系  
を基に合併までに調整する。

団長 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員

5. 車両関係については、新市に引き継ぐものとする。

6. 報酬及び費用弁償については、別途協議する。

7. 出動手当及び分団の補助金等については、合併までに調整する。

8. 会議及び年間行事

(1) 会議は、次のとおりとする。

・本部会議（副団長以上）      ・分団長以上会議      ・地域別会議

(2) 年間行事（平成17年度）は、次のとおりとする。

4月 辞令交付式      11月 秋の火災予防運動      12月 年末警戒

1月 出初式      3月 春の火災予防運動

(3) 操法大会、各種訓練及びその他の行事については、新市消防団において  
協議する。

平成16年 6月24日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		消防団の取扱い		関 係 項 目	消防団の取扱い																																																																																																																																			
調 整 の 内 容		1市2町1村の消防団は合併時に統合する。 1.任用については、年齢18歳以上で志操堅固でかつ身体強健な者とする。原則現団員は、新市の消防団員として新市に引き継ぐものとする。ただし、合併後の新入団員は市内に居住、又は勤務するものとする。 2.消防団長は、消防団の推薦に基づき市長職務執行者が任命し、消防団長以外の消防団員は、市長職務執行者の承認を得て消防団長が任命する。 3.団員定数については、現在の団員数を参考に定める。 4.消防団の階級は、次のとおりとし組織及び任期については現行の組織体系を基に合併までに調整する。 団長 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員																																																																																																																																						
		現 況			調整の具体的内容																																																																																																																																			
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町																																																																																																																																			
別 内 容	任用等	名称 菊池市消防団 設置 菊池市大字隈府888番地 任用 ・当該消防団の区域内に居住する者 ・年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者 分団数 9 班数 82	名称 七城町消防団 設置 七城町大字甲佐町74番地1 任用 ・当該消防団の区域内に居住する者 ・年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者 分団数 6 班数 22	名称 旭志村消防団 設置 旭志村大字小原240番地 任用 ・当該消防団の区域内に居住する者 ・年齢18歳以上の者 ・志操堅固でかつ身体強健な者 分団数 4 班数 19	名称 泗水町消防団 設置 泗水町大字福本383番地 任用 ・本町に居住する年令満18年以上満40年未満であること。但し、特に必要があるときはこの限りでない。 ・分団長、副分団長及び部長は団長が認める特別の事情がない限り年令満30年以上の者であること。 ・団長、副団長の場合は志操堅固身体強健であって、その任に足る者で年令制限はない。 分団数 6 班数 24																																																																																																																																			
	組織	団員（定数及び実員） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>指導員</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>9</td><td>9</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>9</td><td>9</td></tr> <tr><td>部長</td><td>37</td><td>37</td></tr> <tr><td>班長</td><td>82</td><td>82</td></tr> <tr><td>団員</td><td>615</td><td>615</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>758</td><td>758</td></tr> <tr><td>うち女性</td><td></td><td>12</td></tr> </tbody> </table> 任期 4年（団長～班長） 2年（指導員） ただし、再任を妨げない		定数	実員	団長	1	1	副団長	2	2	指導員	3	3	分団長	9	9	副分団長	9	9	部長	37	37	班長	82	82	団員	615	615	合 計	758	758	うち女性		12	団員（定数及び実員） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>指導員</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>分団長</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>部長</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>班長</td><td>23</td><td>23</td></tr> <tr><td>団員</td><td>252</td><td>252</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>284</td><td>284</td></tr> <tr><td>うち女性</td><td></td><td>3</td></tr> </tbody> </table> 任期 2年（団長～班長） ただし、再任を妨げない		定数	実員	団長	1	1	副団長	2	2	指導員			分団長	6	6	副分団長			部長			班長	23	23	団員	252	252	合 計	284	284	うち女性		3	団員（定数及び実員） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>指導員</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>部長</td><td>18</td><td>18</td></tr> <tr><td>班長</td><td>61</td><td>61</td></tr> <tr><td>団員</td><td>190</td><td>190</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>280</td><td>280</td></tr> <tr><td>うち女性</td><td></td><td>4</td></tr> </tbody> </table> 任期 2年（団長～副分団長） 1年（部長、班長） ただし、再任を妨げない		定数	実員	団長	1	1	副団長	2	2	指導員			分団長	4	4	副分団長	4	4	部長	18	18	班長	61	61	団員	190	190	合 計	280	280	うち女性		4	団員（定数及び実員） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>指導員</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>分団長</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>部長</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>班長</td><td>25</td><td>25</td></tr> <tr><td>団員</td><td>264</td><td>264</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>310</td><td>310</td></tr> <tr><td>うち女性</td><td></td><td>2</td></tr> </tbody> </table> 任期 2年（団長～班長） ただし、再任を妨げない		定数	実員	団長	1	1	副団長	2	2	指導員			分団長	6	6	副分団長	6	6	部長	6	6	班長	25	25	団員	264	264	合 計	310	310	うち女性	
	定数	実員																																																																																																																																						
団長	1	1																																																																																																																																						
副団長	2	2																																																																																																																																						
指導員	3	3																																																																																																																																						
分団長	9	9																																																																																																																																						
副分団長	9	9																																																																																																																																						
部長	37	37																																																																																																																																						
班長	82	82																																																																																																																																						
団員	615	615																																																																																																																																						
合 計	758	758																																																																																																																																						
うち女性		12																																																																																																																																						
	定数	実員																																																																																																																																						
団長	1	1																																																																																																																																						
副団長	2	2																																																																																																																																						
指導員																																																																																																																																								
分団長	6	6																																																																																																																																						
副分団長																																																																																																																																								
部長																																																																																																																																								
班長	23	23																																																																																																																																						
団員	252	252																																																																																																																																						
合 計	284	284																																																																																																																																						
うち女性		3																																																																																																																																						
	定数	実員																																																																																																																																						
団長	1	1																																																																																																																																						
副団長	2	2																																																																																																																																						
指導員																																																																																																																																								
分団長	4	4																																																																																																																																						
副分団長	4	4																																																																																																																																						
部長	18	18																																																																																																																																						
班長	61	61																																																																																																																																						
団員	190	190																																																																																																																																						
合 計	280	280																																																																																																																																						
うち女性		4																																																																																																																																						
	定数	実員																																																																																																																																						
団長	1	1																																																																																																																																						
副団長	2	2																																																																																																																																						
指導員																																																																																																																																								
分団長	6	6																																																																																																																																						
副分団長	6	6																																																																																																																																						
部長	6	6																																																																																																																																						
班長	25	25																																																																																																																																						
団員	264	264																																																																																																																																						
合 計	310	310																																																																																																																																						
うち女性		2																																																																																																																																						

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		消 防 団 の 取 扱 い				関 係 項 目	消 防 団 の 取 扱 い																																																																																				
調 整 の 内 容		5. 車両関係については、新市に引き継ぐものとする。 6. 報酬及び費用弁償については、別途協議する。 7. 出動手当及び分団の補助金等については、合併までに調整する。																																																																																									
		現 況								調整の具体的内容																																																																																	
市 町 村 名		菊池市		七城町		旭志村		泗水町																																																																																			
市 町 村 別 内 容	車両関係	消防車両等 積載車 41台 小型ポンプ 79台 指令車 1台 ポンプ車 2台 軽積載車 1台		消防車両等 積載車 22台 小型ポンプ 23台		消防車両等 積載車 19台 小型ポンプ 19台		消防車両等 積載車 15台 小型ポンプ 24台		・車両関係については、新市に引き継ぐものとする。																																																																																	
	報酬及び費用弁償	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>報酬 (年額)</th> <th>費用弁償 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>90,000</td><td rowspan="9">2,200</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>76,000</td></tr> <tr><td>指導員</td><td>58,000</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>58,000</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>41,000</td></tr> <tr><td>部長</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>班長</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>団員</td><td>16,000</td></tr> </tbody> </table>			報酬 (年額)	費用弁償 (日額)	団長	90,000	2,200	副団長	76,000	指導員	58,000	分団長	58,000	副分団長	41,000	部長	23,000	班長	20,000	団員	16,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>報酬 (年額)</th> <th>費用弁償 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>130,000</td><td rowspan="9">2,200</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>91,000</td></tr> <tr><td>指導員</td><td></td></tr> <tr><td>分団長</td><td>69,000</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td></td></tr> <tr><td>部長</td><td></td></tr> <tr><td>班長</td><td>38,000</td></tr> <tr><td>団員</td><td>20,000</td></tr> </tbody> </table>			報酬 (年額)	費用弁償 (日額)	団長	130,000	2,200	副団長	91,000	指導員		分団長	69,000	副分団長		部長		班長	38,000	団員	20,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>報酬 (年額)</th> <th>費用弁償 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>130,000</td><td rowspan="9">2,200</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>91,000</td></tr> <tr><td>指導員</td><td></td></tr> <tr><td>分団長</td><td>69,000</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>44,000</td></tr> <tr><td>部長</td><td>39,000</td></tr> <tr><td>班長</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>団員</td><td>20,000</td></tr> </tbody> </table>			報酬 (年額)	費用弁償 (日額)	団長	130,000	2,200	副団長	91,000	指導員		分団長	69,000	副分団長	44,000	部長	39,000	班長	32,000	団員	20,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>報酬 (年額)</th> <th>費用弁償 (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>130,000</td><td rowspan="9">2,200</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>91,000</td></tr> <tr><td>指導員</td><td></td></tr> <tr><td>分団長</td><td>69,000</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>44,000</td></tr> <tr><td>部長</td><td>39,000</td></tr> <tr><td>班長</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>団員</td><td>20,000</td></tr> </tbody> </table>			報酬 (年額)	費用弁償 (日額)	団長	130,000	2,200	副団長	91,000	指導員		分団長	69,000	副分団長	44,000	部長	39,000	班長	32,000	団員	20,000	・報酬及び費用弁償については、別途協議する。	
		報酬 (年額)	費用弁償 (日額)																																																																																								
団長	90,000	2,200																																																																																									
副団長	76,000																																																																																										
指導員	58,000																																																																																										
分団長	58,000																																																																																										
副分団長	41,000																																																																																										
部長	23,000																																																																																										
班長	20,000																																																																																										
団員	16,000																																																																																										
	報酬 (年額)		費用弁償 (日額)																																																																																								
団長	130,000	2,200																																																																																									
副団長	91,000																																																																																										
指導員																																																																																											
分団長	69,000																																																																																										
副分団長																																																																																											
部長																																																																																											
班長	38,000																																																																																										
団員	20,000																																																																																										
	報酬 (年額)		費用弁償 (日額)																																																																																								
団長	130,000	2,200																																																																																									
副団長	91,000																																																																																										
指導員																																																																																											
分団長	69,000																																																																																										
副分団長	44,000																																																																																										
部長	39,000																																																																																										
班長	32,000																																																																																										
団員	20,000																																																																																										
	報酬 (年額)		費用弁償 (日額)																																																																																								
団長	130,000	2,200																																																																																									
副団長	91,000																																																																																										
指導員																																																																																											
分団長	69,000																																																																																										
副分団長	44,000																																																																																										
部長	39,000																																																																																										
班長	32,000																																																																																										
団員	20,000																																																																																										
出動手当	1,000円/回 年間2回		2,200円/回 年間5回		2,200円/回 年間7回		2,200円/回 年間4回		・出動手当については、合併までに調整する。																																																																																		
各種補助	消防団運営委託 500千円 分団事務委託 720千円 年末警戒補助 1,592千円  操法大会出場補助 市大会 540千円 県大会 420千円		消防団活動補助 250千円 積載車管理運営補助 693千円 操法大会訓練補助 154千円 年末警戒補助 273千円  操法大会出場補助 郡大会 400千円 県大会 300千円		消防団活動補助 180千円 機械器具維持補助 540千円 燃料費補助 360千円  操法大会出場補助 郡大会 400千円 県大会 220千円		幹部運営補助 120千円 班運営手当 480千円 ポンプ点検手当 600千円 年末警戒補助 460千円 及び燃料手当  操法大会出場補助 郡大会 500千円 県大会 300千円		・分団の補助金等については、合併までに調整する。																																																																																		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目		消防団の取扱い		関係項目	消防団の取扱い		
調整の内容		8. 会議及び年間行事 (1) 会議は、次のとおりとする。 ・本部会議（副団長以上） ・分団長以上会議 ・地域別会議 (2) 年間行事（平成17年度）は、次のとおりとする。 ・4月辞令交付式 11月秋の火災予防運動 (3) 操法大会、各種訓練及びその他の行事については、 12月年末警戒 1月出初式 3月春の火災予防運動 新市消防団において協議する。					
		現 況				調整の具体的内容	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	会議 及び年間行事	出初式 1月第3週日曜 （リハ前日） 入退団式 4月初旬日曜 操法大会・訓練 7月3週日曜 非常呼集訓練 11月中旬 規律訓練 4月、6月、9月初旬  年末警戒 12月28日～30日 （巡視28日） 防火パレード 火災予防週間中11月、3月 幹部会議 分団長以上 11回 副分団長以上 1回 研修 2年に1回副分団長以上 2年に1回女性消防団研修	出初式 1月初旬（土曜又は日曜） （リハ同日） 入団式 4月上旬 操法大会・訓練 4月又は7月 非常呼集訓練 連結訓練（11月予防週間中） 規律訓練 4月上旬、6月、12月  年末警戒 12月28日～30日 （巡視28日） 防火パレード 火災予防週間中11月、3月 幹部会議 分団長以上 7回 班長以上 5回 研修 分団長研修、班長研修 ラッパ班研修 その他 水防訓練（6月上旬）	出初式 1月初旬（日曜） （リハ前日） 入団式 4月上旬 操法大会・訓練 4月又は7月 非常呼集訓練 連結訓練（11月予防週間中） 規律訓練 4月上旬、6月、12月  年末警戒 12月28日～30日 （巡視28日） 防火パレード 火災予防週間中11月、3月 幹部会議 副分団長以上 4回 部長以上 5回 研修 副分団長研修（2年1回） 部長研修	出初式 1月第1日曜 （リハ前日） 入退団式（団長交替時のみ） 4月第1日曜 操法大会・訓練 4月下旬（毎年） 非常呼集訓練 なし 規律訓練 4月第1、9月第1日曜 12月（2回） 年末警戒 12月28日～30日 （巡視29日） 防火パレード 火災予防週間中11月、3月 幹部会議 分団長以上 4回 部長以上2回 班長以上2回 研修 分団長研修、部長研修 ラッパ隊研修 その他 人命救助訓練（6月上旬） ソフトボール大会 （9月第1日曜）	・会議及び年間行事 会議は次のとおりとする。 本部会議（副団長以上） 分団長以上会議 地域別会議  年間行事（平成17年度）は、次の とおりとする。 4月 辞令交付式 11月 秋の火災予防運動 12月 年末警戒 1月 出初式 3月 春の火災予防運動  操法大会、各種訓練及びその他の 行事については、新市消防団にお いて協議する。	

## 消防団の取扱い関係法令

### 消防組織法（昭和22年法律第226号）

#### 第3章 自治体の機関

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- (1) 消防本部
- (2) 消防署
- (3) 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に困り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に困る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

#### 消防団の階級準則（昭和39年消防庁告示第5号）

消防組織法第15条の6第2項の規定に基づき、消防団員の階級準則を次のように定める。

#### 消防団員の階級準則

第1条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副団長、部長、班長及び団員とする。

第2条 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

第3条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

## 消防団員の階級準則（昭和39年消防庁告示第5号）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の6第2項の規定に基づき、消防団員の階級準則を次のように定める。

### 【趣旨】

この前文は、消防組織法第15条の6第2項の規定を根拠として、消防団員の階級準則を定めたことを明らかにしたものである。

### 【解説】

消防組織法は、第15条の6第2項で、消防団員の階級等に関する事項は、基準を消防庁が定め、その基準に従って、市町村の規則で定めることとしている。

本準則は、従前、消防団員の階級について、特段の基準を設けず消防団員制服（昭和25年国家公安委員会告示第1号）別表の階級章によっていたところ、昭和37年4月21日付消防庁告示第4号で正式に、「消防団員の階級準則」が定められ、さらに消防団の活動実態に応じて消防団員の階級が、6階級から副分団長を加えた7階級をとることが必要となったことにより、昭和39年12月8日消防庁告示第5号により全面改正をみたものである。

第1条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

### 【趣旨】

本条は、消防団員の階級について定めたものである。

### 【解説】

従来、消防団委員の階級は、団長、副団長、分団長、部長、班長、班員の6階級でありあり、昭和37年消防庁告示第4号で確認されるところであったが、消防団の実体として団全体として活動するよりも、分団単位で活動することに鑑み、本告示により、分団長の下に副分団長を階級として制定し、7階級制度としたものである。

なお、消防団員の階級としては、本条の7階級しか認められていないため、それ以外の名称は、職名としてはともかく、消防団員の階級としては認められない。

第2条 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

### 【趣旨】

本条は、消防団長の職責の重要性に鑑み、特に消防団員と区別して消防団長の階級をもてるものは消防団の長の職にある者に限ることを定めたものである。

### 【解説】

消防団の団長の階級を保持できる者は、消防団の長の職にある者であり、長の職につける者は、1消防団に1人に限られる。このため、団長は、1消防団に1人に限定され、団長の階級章をつけ得る者も1人のみである。

なお、消防団長の職責としては、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督、市町村長の承認を得て他の消防団員の任命があげられる。（消防組織法第15条の3.5参照）第3条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

### 【趣旨】

本条は、消防団の団長の階級にある者以外の消防団員の階級を、上位順に副団長、分団長、部長、班長、団員と定めたものである。

### 【解説】

前文の解説のとおり、消防団員の階級は、従来6階級制であったものが、新たに副分団長が階級としてとり入れられ団長以下7階級制となった。

それぞれの階級毎の定数は定められてはいないが、階級は縦の命令系統をあらわしているため、団の組織、消防ポンプの配置及びその他の事情を勘案して指揮系統、責任の所在に混乱をきたさないように配慮する必要がある。

なお、「消防力の基準」第20条に分団長、部長の配置基準が記載されているが、それによれば、動力消防ポンプの口数に応じ、分団長 4口から6口までにつき1人部長 2口又は3口につき1人となっている。また班長は1口に1人が適当である。（基準第16条第2項）

また、階級以外の名称については、前文解説のとおりである。

なお、消防団員の退職又は公務災害等の場合にあっても、階級に応じて、退職金又は公務災害補償金が支出される。

## 附 則

1 この告示は、昭和40年4月1日から施行する。

2 消防団員の階級準則（昭和37年消防庁告示第4号）は、廃止する。

### 【趣旨】

この附則は、この告示の施行の日と、従前の階級準則の廃止を規定したものである。

### 【解説】

告示の施行日については、消防団の表彰、公務災害補償及び退職報償金等の関係と施行日をあわせている。

前の告示の廃止については、その告示の重要部分たる消防団員の階級そのものが変わったため、前告示を廃止し、新たに今回の告示が出されたものである。